

情報募集のお知らせ

登記所に備わる「地図」(注1)に関して、地域の声を募集しています。

(注1)「地図」とは登記所に備わる不動産登記法第14条第1項の「地図」及び第4項の「地図に準ずる図面」を指します。



福井県土地家屋調査士会

境界問題相談センターふくい

あなたが住む地域でこのような悩みはありませんか？

- ・ 登記所に自分の土地の「地図」が備わっていない。
- ・ 登記所に備わる「地図」と現地の位置・形状が大きく異なる。

このようなことが、ある程度広範囲に及んでいる場合、その地域は「地図混乱区域」(注2)に該当する可能性があります。

福井県土地家屋調査士会では、「地図混乱区域」解消のため、情報を精査し国への意見書を作成するなどの活動を行っています。

「地図混乱」を原因とするお困りごと等ございましたら、福井県土地家屋調査士会まで情報をお寄せください。

ほかにも……

- ・ 隣接する土地との筆界が不明である。(境界標が入っていない、境界のことでトラブルがある等)
- ・ 土地の売買・貸借・交換を登記簿に反映していないため、登記名義人が実際の所有者と異なる。
- ・ 道路に土地を提供したが、その経緯が地図に記載されていない。
- ・ 地籍調査事業が進まない。
- ・ 地図の上で自分の土地を特定できないので、土地の売買が出来ない。
- ・ “ ” “ ” 、土地を担保に融資を受けることが出来ない。
- ・ “ ” “ ” 、道路拡幅や上下水道工事など公共事業の用地買収が進まない。

「地図混乱」を解消できるとこのようなメリットがあります。

- ・ 土地境界紛争の予防になり、筆界(注3)が明確になります。
- ・ 子孫に安心して財産を残せます。
- ・ 不動産取引の円滑化に貢献します。
- ・ 災害復旧など迅速かつ正確に行えます。
- ・ 公共事業の用地買収なども効率的に行えます。
- ・ 法定外公共物(道路・水路)の払下、土地表題登記等の手続きも楽になります。

(注2)「地図混乱区域」の説明

本来、登記所にあるべき「地図」が備わっていないため「地図混乱区域」と呼ばれる区域もあり、以下のような原因があります。

- ・ 民間による土地改良・区画整理等の事業が途中で中止になり、換地処分に至っていないが、現地の形状は変更されているため。
- ・ 自然災害等を原因に、任意に土地を区画・占有したため。
- ・ もともと地図の精度が悪く、現地与相違しているため。
- ・ 机上分筆等、人為的原因によるため。等

(注3)「筆界」の説明

「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線のことをいいます。

あなたの住む地域が「地図混乱区域」に該当しているなら……地元自治会にて情報提供についてのご検討・ご協議のほどお願いします。

福井県土地家屋調査士会宛に情報をお寄せください。

福井県土地家屋調査士会 宛

(FAX 0776-33-2788)

自治会名

お名前

ご連絡先

(お困りごとの内容をお書きください。)

情報提供にご協力いただき、ありがとうございました。

福井県土地家屋調査士会
〒918-8112 福井市下馬二丁目 314 番地
TEL(0776)33-2770 FAX(0776)33-2788

毎月第3水曜日、福井県土地家屋調査士会館内にて無料登記相談を行っております。(下記参照)
 相談にお越しの際は、時間を予約いただくとスムーズな対応が可能です。
 また、土地に関する資料をお持ちの際はご持参ください。

「境界問題相談センターふくい」は、土地の境界がよくわからないために発生するトラブルを専門家(土地家屋調査士・弁護士)を交えてお隣同士で話し合い、円満に解決する手続です。

土地家屋調査士の主な仕事

私たちは土地や建物に関する仕事を通じて、皆さまの財産を守るお手伝いをしています。こんな時、土地家屋調査士をご活用下さい。

土地に関して

- 筆界や面積を知りたいとき(調査・測量)
筆界を調査測量し、現地を測量して面積を調べます。
- 分筆したいとき(分筆登記)
相続・贈与、または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。
- 宅地に変更したとき(地目変更)
登記の地目を現況に合わせます。

建物に関して

- 新築したとき(建物表題登記)
建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。
- 増築したとき(建物表題変更登記)
建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。
- 建て替えをしたとき(建物滅失登記 → 建物表題登記)
古い建物を取壊して、新しく建物を建築したとき。



まずは、お気軽にご相談下さい。
 ご相談にお越しの際は、事前にご電話でお申し込み下さい。
 相談内容等の秘密は厳守します。

境界問題相談センターふくい
 TEL 0776-33-2770

〒918-8112
 福井市下馬2丁目314番地
 (福井県土地家屋調査士会館内)

相談日：毎月第3水曜日
 時間：13:00～16:00

4月、10月には県下数会場にて、
 無料登記相談会を実施しております。



**境界のトラブル
 ご相談下さい**

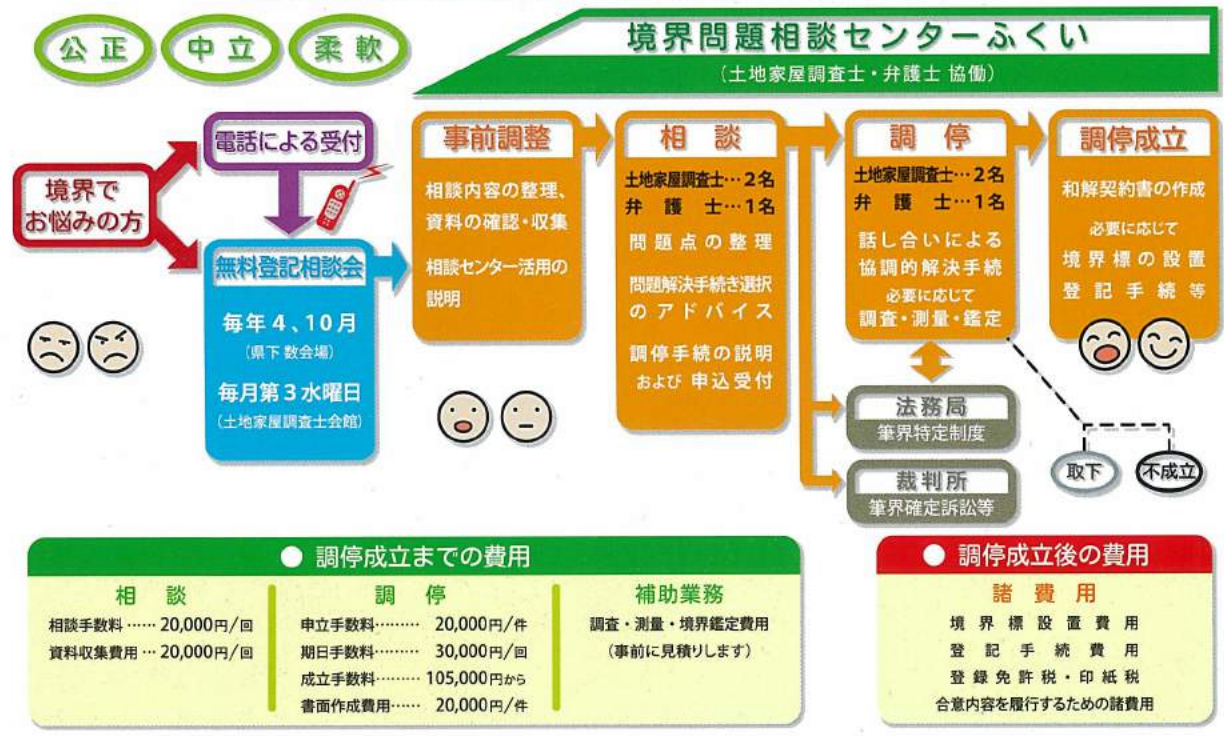
ゆっくりじっくり
シコリを残さず解決しませんか

境界問題相談センターふくい

協働 福井県土地家屋調査士会
 福井弁護士会

筆界の専門家 土地家屋調査士 と 法律の専門家 弁護士 が 話し合いをサポートします。

境界紛争解決までの流れ



法務局の筆界特定制度においても、土地家屋調査士は筆界調査委員として関与しています。